

米国連邦遺産税の歴史

—— シャウプ使節団における問題意識の背景について ——

浅川哲郎

第1節 はじめに

2017年1月20日に米国大統領就任したドナルド・トランプ (Donald Trump) は、就任直後からオバマケア¹ (Obamacare) の見直しなど大統領選挙において公約に掲げた政策を実行に移そうとしている。その政策が実現されるかは今後の政治プロセスを待たなければならぬが、トランプ政権が提示する興味深い政策に遺産税 (estate tax) の廃止がある。わが国では平成25年度税制改正法により米国の遺産税に該当する相続税は従前と比較して増税となっているが、実は相続税もしくは遺産税は、世界的にみると、どの国でも税収は大きくない。そして米国では2010年の一年だけではあるが廃止されているのである。今回のトランプ政権の遺産税廃止の提案を受けて米国における過去の議論を整理することも有意義であると思われる。

本稿では米国に遺産税が誕生してから第二次世界大戦が終了するまでの期間、具体的には1916年から1947年頃までを分析の対象とする²。米国の遺産税の沿革³について第二次世界大戦前を議論するのは特に日本の税制を分析する上で意味がある。米国は同戦争の戦勝国であり、敗戦国であるわが国と比較して戦争の前後で大きな社会的な価値観の変化は見ることができない。しかし遺産税の分野においては意義深い変化が見取れるのである。つまり第二次世界大戦以前の時代は、第一次世界大戦などの戦費調達への要請から遺産税が創設され、1930年代の不況時には財源としても確立している。そして遺産税を徴収する哲学的なバックボーンも構築される。鉄鋼王アンドリュー・カーネギーやセオドラ・ルーズベルト大統領の示唆した遺産税の「富の再配分」としての役割などである。しかしコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授が指摘した通り、当時の米国の遺産税制度には生前贈与と世代跳梁により課税を逃れることができるなど多くの欠陥が存在していた。これが同教授も一員であったシャウプ使節団の共通認識であった。同使節団は戦後の日本の課税体系を構築したと言っても過言ではないが、米国における遺産税の欠陥を是正した課税体系を作り上げるという理念が1949年と1950年、2度にわたって行われたシャウプ勧告の「理論と哲学」に反映されているのである。第二次世界大

戦以前の時代の米国遺産税の展開はシャープ勧告以降の日本の相続税の展開を議論する上で必要である。

またフランクリン・ルーズベルト大統領の時代に関しては遺産税の展開を議論する上で所得税や法人税等、他の税目を含めて議論することとする。というのは同政権時の税制改正は大規模であり、かつ租税立法過程を含めて後の時代の税制への影響も大きく、より広い視野で検討する必要があると考えたためである。なお1916年から1947年頃までの期間を第二次世界大戦が開始⁴された1939年を境に節を改めて議論することとしよう。

第2節 1916年から1939年まで

第1項 1916年法の制定と展開

米国の第一次世界大戦への参加は、死亡税の形式による歳入が不可欠なほどの財政需要を創出した⁵。国会はウッドロー・ウィルソン(Thomas Woodrow Wilson)大統領在任時の1916年に、相続人それぞれへの配分の価値に基づくのではなく、死亡者の純遺産額の価値に基づく、いわゆる「遺産税(estate tax)⁶」という形態で制定した⁷。当初の税率は、最初の純遺産額5万ドルに対する1%から純遺産額500万ドルを超える額に対する10%までとされた。この1916年の遺産税における合憲性の判断は「ニューヨーク・トラスト対アイズナー(New York Trust Co. v. Eisner)」における最高裁の判決において示される⁸。1900年の「ノートン対ムーア(Knowlton v. Moore)⁹」における判断に則り、最高裁は1916年歳入法における遺産税規定の有効性を間接税を構成し、州間の配分を要求していないとして支持した。税率や控除額は、歳入を増加させるために、もしくは他の財政以外の目的を達成するために時によって変化したが、この1916年歳入法における遺産税の枠組みは1976年まで続いていた¹⁰。わが国においては日露戦争の戦費調達という名目で1905年(明治38年)に相続税が導入されているが、戦争を契機に新たな税目が導入されている点では一致点を見出すことができる¹¹。

では1916年における税制改正の議論を分析していこう。いうまでもなく、この年における遺産税の導入の議論は、極度に二極化している。下院の民主党リーダー、クロード・キッチン(Claude Kitchin)は、2党からなる合意としての遺産税を説明しようと試みたが、議論と投票は、既に決められた境界線、つまり民主党と急進的な共和党が、それぞれの位置に分かれて、行われただけである¹²。

1916年予算案の草稿には、相続税は遺産税という形で含まれていた。死後の資産の移転

に課税するというこの構造は米国に独特である。このスキームの下では、税は「資産の移転」に対して課税されるのであって、遺言をした人・被相続人(testator)または相続人(heir)ではなく、また、そうする事は違憲であった¹³。しかしながら、同時に遺産税として税を構成することは、相続人が被相続人との関係の親疎により税率を累進させることが不可能になった。つまりその税は相続人に分割される前に、遺産税の形態で遺産全体として課税されたのである。税のこの構造が討論において中心点にならなかったということは、米国における遺産税の話題は、家族政策への関心において、せいぜい二次的な役割しか演じていないことを意味する。遺産税の導入は、ドイツやフランスにおいては、家族を崩壊させると言って大論争になった。それに対して米国では1909年と1916年の討論において、誰ひとりとして家族に関する議論を持ち出してこなかったのである¹⁴。

遺産税導入に関する最も詳細かつ本質的な正当化は、民主党の下院議員であるコードエル・ハル(Cordell Hull)によってなされた。彼は既に1909年の討論においてもこの税導入に賛成した人物である。ハルにとって遺産課税は公正の問題であった。何故なら、それが政府の仕事に対する原資のうち、所得ではない富に対する唯一の税であったからである。その正当性が既に確立されていたので、ハルは如何にこの税源が効率的かつ公平に、連邦予算の財政ニーズを満足させるものであるかを議論し続けたのである。曰く、州の相続税はこのゴールを達成しない。何故なら豊かな市民はより低い税率か、もしくは相続税がない州に移動することができるからである。また相続税を計算するにおいては州レベルでは多くの不明確なポイントがあり、多くの州が最近、州に移転してきた家族については税を免除したりしたからである。連邦レベルにおける遺産税の導入は、公正な相続税課税に向けて、これらの障害を防ぐことができ、この税からの歳入の5倍増につながる。州との間の財源としての相続税に対する潜在的な衝突を避けるために、ハルはその歳入の3分の1を州の歳入にすることを提案している。ハルは遺産税を国の恒久的な歳入の一部として見ており、その導入を、増大する責任に対するワシントンの政府の反応と見ていた。そのワシントンにおける国家の仕事は、かつては州によって支えられていた訳である。この意味では、遺産税は米国における、力のバランスが州から連邦政府へ移ったことを表現しているのである¹⁵。

これらの議論の重要性は、また、討論の内容の分析から明白である(表-1参照)。遺産税の支持者のほとんどは、税の平等性を挙げている(43.9%)。それに対し、財政収入を上げるということを挙げた人は15.1%である¹⁶。

(表-1)

1916年の国会における予算審議の遺産税 発言者による自らの立場の理由		
	相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由	87.6	7.5
相続税は州の課税権を妨害する	75.0	1.5
危機の場合にのみ連邦政府は相続税を課税できる	6.3	
相続税は違憲である	6.3	
他の法律固有の理由		6.0
財政的理由		15.1
租税収入		15.1
政治的な理由	12.6	57.4
富の努力のない取得の特権の拒否		10.5
租税上の平等		43.9
資産処分の自由	6.3	1.5
税制の民主的合法化		
公共の意見への言及	6.3	1.5
経済的理由		12.1
富の配分におけるより大きな平等		12.1
他の理由		7.5
	N=16	N=66
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1916年7月6日と10日の間に開催され、合計で13名が発言した。		

引用：Beckert (2004) p. 184.

ここで、1916年に遺産税が制定されてから、初期の段階、1924年法までの条文の変遷を検討していこう。

1916年法においては、遺産税の条文は、第二編 (TITLE II) の200条から212条までに納められている。200条における言葉の定義の後に、201条において次のように規定している。

Section 201. That a tax (hereinafter in this title referred to as the tax), equal to the following percentages of the value of the net estate, to be determined as provided in section two hundred and three, is hereby imposed upon the transfer of the net estate of every decedent dying after the passage of this Act, whether a resident or nonresident of the United States.

(訳) 201 条. 203 条に定める純遺産の価値の次の割合に等しい税が、米国の居住者もしくは非居住者を問わずに、本法律が通過した後に死亡したものの純遺産の移転に関して課される。

つまり米国における遺産に対して税を課するという遺産税の課税構造は 1916 年の法成立当初から存在していたわけである。この 201 条の後半部分は次のように税率を定めている。

50,000 ドルを超えない純遺産	1%
50,000 ドル以上であるが 150,000 ドルを超えない純遺産	2%
150,000 ドル以上であるが 250,000 ドルを超えない純遺産	3%
250,000 ドル以上であるが 450,000 ドルを超えない純遺産	4%
450,000 ドル以上であるが 1,000,000 ドルを超えない純遺産	5%
1,000,000 ドル以上であるが 2,000,000 ドルを超えない純遺産	6%
2,000,000 ドル以上であるが 3,000,000 ドルを超えない純遺産	7%
3,000,000 ドル以上であるが 4,000,000 ドルを超えない純遺産	8%
4,000,000 ドル以上であるが 5,000,000 ドルを超えない純遺産	9%
5,000,000 ドル以上の純遺産	10%

次の 202 条では、総遺産 (gross estate) の範囲を定めている。

Section 202. That the value of the gross estate of the decedent shall be determined by including the value at the time of his death of all property, real or personal, tangible or intangible, wherever situated.

(訳) 202 条. 死亡者の総遺産の価値は、どこに位置しようとも、その死亡時の全ての動産、不動産、有形資産および無形資産が含まれる価値によって決定される。

203 条では、純遺産の算定の仕方を示している。それは米国の居住者と非居住者は別々に定められている。同条によると、(a)居住者の場合は、総遺産から、次の項目を控除できるとしている。

(1) 葬儀費用、管理費用、遺産に対する請求、未払モーゲージ、保険等によって填補されない火事、嵐、海難または他の遭難または盗難から起こった遺産決済のための損失、遺産

決済中の死亡者の扶養者への援助等は、管轄の法により認められる。

(2) 50,000ドルの基礎控除 (exemption)。

(b)非居住者の場合は、死亡時に米国内に位置していた総遺産の価値から、上の(1)の項目の内、どこに位置しようと対象となる総遺産に関わるものは控除できる。しかし、非居住者の場合は、遺言執行人 (executor) が205条の下に要求されている、死亡時に米国に位置しない総遺産の部分についても申告しなければならない。

204条では、申告期限について定めている。つまり、遺産税は、被相続人の死亡から1年以内に支払うものとしている。そして、早期に納税した場合は、納税期限から起算して、早い期間分だけ年率5%の割合で減額出来るとしている。また、遺産に対する請求、必要な訴訟、または、徴収者が税額が決定できないと判断した場合を除き、納税期限の90日以内に支払われなかった場合は、死亡日から起算して、年率10%の割合で税を加算する。遺産に対する請求、必要な訴訟、または、徴収者が税額が決定できないと判断した場合は、それらの障害が取り除かれた日までは年率6%で、それ以降は年率10%を加算するとしている。205条では、遺言執行人 (executor) が遵守すべき規定を定めている。遺言執行人 (executor) は、就任してから30日以内か、もしくは、被相続人の資産を占有するようになってからか、どちらか早い時期に徴収者 (collector) に対して文書を以て就任を通知することと規定している。そして、遺言執行人は、徴収者に対して、宣誓の上、(a)死亡者の死亡時における総遺産の価値、(b)203条の下で認められた控除額、(c)203条で定義された死亡者の純遺産、そして(d)支払う税の金額、を申告する。また、申告書は、課税対象の遺産の場合、または死亡時における死者の総遺産が60,000ドルを超える場合、もしくは非居住者の遺産の場合は、米国内に位置する総遺産について提出する必要があるとしている。

206条以下は手続きに関する規定を定めている。206条は、申告書が提出できない場合の規定で、205条に従い申告書が提出できない場合は、徴収者 (collector) もしくは副徴収者が申告書を作成し、内国歳入庁長官が課すこととしている。207条は、税の支払い先を規定している。遺言執行人 (executor) は、徴収者 (collector) もしくは副徴収者に税を支払うとしている。また金額が確定しない場合は、徴収者の意見により金額を算定し、支払いを行う等の定めを規定している。208条は、納税が期限通りに行われなかった場合の規定で、期限後60日以内に支払われなかった場合は、合理的な理由がない限り徴収者は、米国政府の名で、米国の裁判所において適切な手続きを開始するものとしている。209条は、税が全額払われない場合は、死亡者の総遺産の上に10年間、留置権が設定される¹⁷⁾。210条は、誤って申告等を行った者は、裁判所の判断により5,000ドル以下の罰金または一年以下の

懲役とするなど、罰則規定を置いている。211 条は、過去の規定についての適用について定め、最後の 212 条は、当内国歳入法を遂行する上で必要とされる規定や様式等は財務省の承認を得て内国歳入庁長官は設定できる旨、定めている。

1919 年法においては、条文の位置が変更になり、第四編 (TITLE IV) の 400 条からになっている。これは 1921 年法においても引き継がれたが、1924 年法には第三編 (TITLE III) へと再度変更になっている。また 1919 年法における税率は、最低税率が 50,000 ドルを超えない純資産の場合の 1% で同じであるが、最高税率は 1916 年法の 10% から 1919 年法は 10,000,000 ドル以上の純遺産の場合には 25% と大幅に上昇している。この最低税率と最高税率は 1921 年法においても同じ¹⁸であるが、1924 年法は、最高税率が 10,000,000 ドル以上の純遺産の場合が 40% と更に大幅に上昇している。

1916 年法では 203 条に純遺産の計算の仕方を定めているが、1919 年法では、それは 403 条において定められ、控除可能な項目が増えている。つまり、居住者、非居住者ともに、被相続人が、その死亡の 5 年前以降に死亡した者から受け取ったと識別できる動産および不動産の死亡時の価値 (403 条(a)(2)および 403 条(b)(2)) および、米国政府や州政府等の公的機関もしくは宗教的、慈善的、教育的な団体に寄付した場合はその全額を控除できるとした (403 条(a)(3)および 403 条(b)(3))。この規定は 1921 年法、1924 年法に踏襲されている。また非居住者の場合は、1919 年法において、非居住者が保有する米国国内の企業の株式および米国国内の企業が保険料を支払っている非居住者の生命保険は米国国内の資産と考える (403 条(b)(3)[3]) としている。これらの遺産税の変遷を見ると、1916 年に遺産税が制定されて、しばらくの間は、制度をより詳細に整備していく様子が見て取れよう。

第 2 項 初期遺産税法の問題点：州法との矛盾

この時期の遺産税に関する問題はどのようなものがあつたのであろうか。それを明確にし、答えを見出そうとする会議が設定されている。「全米租税協会 (National Tax Association)¹⁹」の主催で 1924 年 9 月 15 日から 19 日までミズーリ州セントルイスで、「相続税および遺産税に関する全米会議 (National Conference on Inheritance and Estate Taxation)」が開催された。この模様は、議事録としてまとめられているが、その編集ノートには、「連邦遺産税の税率を上げている国会における最近の法律により、相続税から得られる州レベルの収入に大きな影響を及ぼしている。また、様々な州および連邦政府の法律および行政行為が、負荷の重複という結果になっており、いくつかの州の市民の間の負荷の配分において大きな不公平が生まれている。当会議の意見としては、そのいくつかの州にとつ

ては、自らおよび連邦政府を交えて、矛盾が解決されるまで、相続税および遺産税に関して協議する時期が来たと考えられる。従って、当会議は全米租税協会に対して、その役員もしくは委員会を通して州および連邦政府の適切な代表による会議を設け、この問題解決に向けての行動を取るよう推奨するものとする。²⁰」と記されている。実は1916年までには、ほとんどの州は遺産税か相続税、もしくはその両者の原理を具体化した税制を既に導入していた。連邦政府の死亡税への分野へ参入のすぐ後に導入されたのに関わらず、州におけるこの税源からの歳入は着実に増加していったのである。しかし、いくつかの州では死亡税の制定に失敗したため、州の間で税率の不平等が生じ、統一性の著しい欠如が生じた。従って裕福な人間は晩年には、死亡税が課されない州に住所を移すことになった²¹。これがこの会議で議論された問題の背景である²²。

この会議においては当時の大統領であるカルビン・クーリッジ (John Calvin Coolidge, Jr.) も演説を行っている。共和党のクーリッジ大統領は、この会議の少し前、同年(1924年)6月2日に、1924年歳入法に署名し、遺産税の最高税率を25%から40%へ上げたところであった。クーリッジ大統領の演説では、「この高率な連邦遺産税に、州による相続税が付加される時には、資本の多大な没収が生じてしまう。つまり、私は州と連邦政府が合わせて相続税から最大の収入を得ることの危険さを指摘したのである。政府のコストのためにこのような方法で遺産の過大な部分を取ることは、政府がコミュニティの資本をもとにして生きることを意味するのみである。これは避けなければならない。従って、私は相続税の分野は、州に委ねる方が良いと提案してきた。しかしながら、大きな実際上の困難さを理解し、州と連邦の課税当局の会議に全体の問題を考えるよう指示している。」と述べ、上記の編集ノートで指摘された州間の不公平さについては、連邦政府も含めた州政府間の協力が必要であるとの認識を示している²³。

ところでクーリッジ大統領といえば、「必要以上の税を集めるのは合法的強盗である (Collecting more taxes than is absolutely necessary is legalized robbery.)」との格言を残し、大統領在職期間(1923年8月3日から1929年3月4日まで)には「狂騒の20年代 (Roaring Twenties)」と呼ばれる、社会、芸術および文化など各方面で力強いアメリカを演出した大統領だけに、その遺産税制度に対する理解については興味のあるところである。クーリッジ大統領は、「納税者が毎年稼得したものの中から控除していき、支払いも恐らくは困難が伴わないであろう所得税と異なり、相続税および遺産税は、資本税 (Capital tax) である。つまり資本税は、蓄積された国家の資本の一部を取るものである。この資本は、通常、現金や市場性のある証券という形であるのではなく、容易には売却できない、

死亡者が生涯にわたり築き上げたビジネスという形か、長期間保有された資産という形で存在している。従って、相続税および遺産税を現金で支払うためには、遺言執行人(executor)は、管理する資産の内、課税相当額分の資産を現金に換金しなければならないが、それは通常、価値の下落という結果につながるのである。²⁴」と、過度に相続税および遺産税を課することに否定的であった。その影響として、2つ挙げている。つまり、相続税および遺産税は、直ぐには売却できない市場性のある株式の売却圧力を強めることにより、税の原資となるそれらの価値を下げ、引いては国中至る所の価値を引き下げる傾向にあること、そして、これらの税は、ビジネスを立ち上げ、資産を創造する気持ちを取り去ってしまうことになることである。前者はどちらかという技術的な問題であるが、後者はこの時期の米国における価値観を示しているといえよう。クーリッジ大統領は、「能力のある人間が、自らの家族の将来を守るといふ動機に大きく動かされ、この国の発展に対して貢献してきたことは、いくら過大に見積もっても過大すぎることはない。もし米国が、法律と人の能力の範囲内において、誰に対しても資産を築くのに自由な国でなかったとしたら、今日のような偉大な国とはならなかったであろう。インセンティブを破壊することは、この国の生産性と繁栄を減じることに等しい。²⁵」と、米国社会において個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。

話を相続税および遺産税における連邦政府と州政府との間の調整に戻すと、相続税において州間で統一性を持たせるために、国会は1924年歳入法によって各州に払われた死亡税の連邦相続税に対する税額控除(credit)を認めるようになっている。最初はこの税額控除の額は連邦遺産税の25%までであったが、1926年歳入法により80%までに増額となった。この税額控除を設定することにより、死亡時に居住する州に無関係に、死亡税の総額が一定となるように、統一が図られることになった。しかし、多くの州の死亡税が、様々な程度において税額控除の最大許容額を超過し、また他の州では連邦税額控除と等しい額だけ「吸い上げる」意図を持った、所謂「スポンジ」税のみを課税するところも出て、格差は残ったままであった²⁶。

当然、1926年の予算案の国会討議においても遺産税は、長い時間を費やして議論された。そこにおける反対意見は、導入時の1916年における議論よりもより激しい調子であった。展開された議論の内容は大きくは変更していない(表-2参照)。しかしながら、巨大な資産に対する平等な課税の議論は、より重要になって来ており、歳入の観点は後方に押しやられた感じである。この背景は1920年代半ばには、米国の経済状況が安定してきたことにある。遺産税の反対者は、この特殊な税を廃止せよとまで主張している。遺産税に賛成す

る者は、この時、遺産税に関しては州の権利であるとの議論を展開したのであるが、ここで今一度、連邦と州レベルの相続における二重課税の問題が重要な役割を果たすようになった²⁷。その理由は、1924年における様々な州の相続税の税額控除(Credit)の導入により、税の標準化につながり、州間における税の競争を減少させる一助になったのである。その税に対し反対する論者の間では、1916年の議論と比較して、二重課税が最も頻繁に用いられる論拠になったが、それはさほど重要でなくなったのも確かである²⁸。

(表-2)

1926年の国会における予算審議の遺産税 発言者による自らの立場の理由			
		相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由		53.6	16.2
	相続税は州の課税権を妨害する	32.1	4.2
	課税システムを標準化	17.9	2.7
	他の法律固有の理由	3.6	9.3
財政的理由		14.3	9.6
	租税収入		9.6
	連邦政府の租税収入の減少	14.3	
政治的な理由		21.5	49.5
	富の努力のない取得の特権		3.8
	社会的不公平の容認	1.8	
	租税上の平等	12.5	37.6
	資産処分の自由	1.8	
	税制の民主的合法化	3.6	8.7
	公共の意見への言及	1.8	0.4
経済的理由		3.6	13.2
	富の配分におけるより大きな平等	1.8	10.6
	他の経済的理由	1.8	2.6
他の理由		3.6	3.9
		N=56	N=263

注：数字はパーセントを意味している。この討論は1925年12月11日と1926年2月3日の間に開催され、合計で33名が発言した。

引用：Beckert (2004) p. 187.

共和党政権の圧力にもかかわらず、1926年に遺産税が廃止されなかったことは、民主党サイドの巧みな働きかけがあったということだろう。国会は州の相続税に対する税額控除

(credit)を80%にまで引き上げている²⁹。これは各州および国会議員のこの税における財政的な利害関係を引き上げる結果になった。そして税の理由で居住する州を移動するインセンティブが減少し、遺産税からのほとんどの歳入が州に組み入れられることになった。その上、1926年の予算案は遺産税の税率を減少させ、贈与税を廃止した³⁰。特に基礎控除額は100,000ドルに引き上げられ、1,000万ドル以上の遺産に対する最高税率は、20%に後退させた³¹。

第3項 「狂騒の20年代 (Roaring Twenties)」と産業界の遺産税への対応

クーリッジ大統領は、米国における価値観として、後の家族に残しておくべき個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。その慎重さは、彼が生きた時代の産業や社会と大きく関わっているはずである。それではクーリッジ大統領の在任期間である1920年代のアメリカの社会、つまり「狂騒の20年代 (Roaring Twenties)」と呼ばれた社会とはどのような社会であったのか。我々はここで触れる必要がある。1914年から1918年まで続いた第一次世界大戦の後の10年間は、狂騒の20年代、ジャズの時代、またニュー・エイジなどといわれるが、それらは大衆消費社会の産物であった。科学と企業が協力して生み出した自動車や電気製品、映画などに代表される新しい物や文化をアメリカの大半の人々が享受する社会が出現したのである。1920年代、アメリカの国民総生産は年5%以上成長し続け、インフレはほとんどなく、ひとりあたりの所得は30%以上も増加した。こうした経済の拡大をもたらしたのは、科学技術と産業が有機的に結合し、これを政府が支持する「現代アメリカ」のシステムであった。革新主義時代に形成され整備された「現代アメリカ」のシステムは未曾有の経済的繁栄を実現したのである。その経済繁栄に欠かせなかったのは、消費者として成長した中産階級の存在だったのである³²。

コロンビア大学ロースクール教授のマイケル・グレーツ (Michael J. Graetz) らは2001年に遺産税の廃止法案が可決されるまでの経緯を著書『デス・バイ・ア・サウザンド・カット (Death by a thousand cuts)』に描いている。そこでは遺産税廃止が実現された背景には中小企業や農業団体の積極的な関与があったとしている。1925年や1926年の遺産税廃止の闘争においては、全米商工会議所 (U.S. Chamber of Commerce) のような中小企業団体は、32の州知事を巻き込んで廃止を支持しているが、米国農業連合会 (American Farm Bureau) は、廃止に反対している。米国農業連合会が反対した理由は、米国において課税は「納税者の担税能力に応じて課す」べきであると強調している。農民はほとんど

遺産税を払っておらず、米国農業連合会は遺産税の廃止は農民の税負担を増加させる要素であると判断したのである³³。この時期は、まだ後に見るような中小企業団体と農業団体が連携して遺産税廃止を訴えるというような状況には無かったのである³⁴。

第4項 好況から大恐慌へ：ルーズベルト大統領の時代

第1 ルーズベルト政権時の遺産税

財政政策を取り巻く環境は1929年に始まった世界的な経済危機によって劇的に変化した。前述の1920年代の減税政策は強い経済をベースにしており、小さな景気後退が障害となっただけである。しかしながら、1929年の経済危機により、所得税からの歳入は減少し、政府をまかなう他の原資を探さなければならなかった。そのひとつが遺産税であった。1932年税法は基礎控除の額を半分に削減し、税率を倍にし、最高税率を45%とした。その上、州の相続税に対する税額控除は1926年当時の率に制限し、贈与税³⁵は復活した³⁶。贈与税は遺産税の税率の75%とし、しかし慈善団体への贈与(charitable gifts)は免税とした。その低い税率は贈与を促す意図があった³⁷。その結果、政府は死亡時の富の移転からより早く歳入を得ている。ハーバート・フーバー(Herbert Clerk Hoover)大統領によって6月6日に署名された増税法案は、経済危機の中の財政危機を示している。1929年まで遺産税に対して批判的だった財務長官のアンドリュー・メロン³⁸(Andrew William Mellon)でさえも、その増税案には賛成であった³⁹。

米国では、支配層への(dynastic)富の集中への不信は、資産の再分配を遺産課税を通して行おうという、その革命期の政治的な議論にまで遡ることができる。資産に対して個人主義的または能力主義的に理解する文脈によると、支配層への富の集中は、努力や能力とは無関係な資産の配分であり、民主的な政治構造への脅威であるとして批判された。この政治的および文化的な背景は、国会の議論にも反映されている。同時に、1898年と1932年間の遺産税導入およびその後の税率変更の時期は、相続税と財政政策の間における「つながり(connection)」を指し示すものである。米国において遺産税の制度化への理由づけというのは、政治改革の議論と財政状態における変化の相互作用のみといえる⁴⁰。

しかしながら1930年代においてこの関係に変更があった。つまり、フランクリン・ルーズベルト(Franklin D. Roosevelt)大統領の時代には、「富の再分配」の動機が、遺産税政策の中心課題と変化してきた。遺産税の役割が新しい段階になったと言えよう⁴¹。ルーズベルト大統領は、米国の経済を導くにあたって、積極的な経済、社会そして財政政策による政府の、より強い関与を好み、それはニューディール政策により実現された。「革新主義

運動 (Progressive movement)」からルーズベルトの政策までを一連の継続したものと見ることができ、1930年代半ばの立法は明らかに20世紀初めの改革を超えるものである。したがって、その変化を「ビジネスが中心の社会から政府が支配する社会への変化で、大きな社会革命である」という者もいる程である。ルーズベルト大統領は、グローバルな経済危機からの自由民主主義への脅威に対応し、「プロテスタントのエスタブリッシュメント」からの激しい抵抗にあった幅広い改革プログラムの政治的結果にも対処したのであった⁴²。

遺産税は2つの理由においてルーズベルトの政策において重要な役割を占めた。第一に遺産税を通しての富の再分配は、購買力をより低い社会の階層へも向けることができた。その階層は追加の所得を消費へと向かわせ、結果として経済を活性化させることができた。第二に、ルイジアナ州選出の上院議員であるヒューイ・ロング (Huey Pierce Long, Jr.) がより急進的な富の再分配を要求し、ポピュリズム運動を提唱したのだが、これがルーズベルトにとって危険なものに変化する可能性があったのである⁴³。1934年2月にヒューイ・ロングは政治団体とも言える「富の共有社会 (Share Our Wealth Society)」を組織した。その目的は、100万ドル以上の資産および400万ドル以上の所得には没収的な税 (confiscatory tax) を課し、その歳入を以て全ての家族に5,000ドルを与え、2,000ドルの所得を保証し、無料の大学教育などを提供するというものである。1935年までに「富の共有 (Share Our Wealth)」運動は、南部に偏ってはいるが全米に7百万人の会員、27,000のクラブに広がるまでになった。新しい継承 (succession) および贈与税の導入を提案した1935年6月のルーズベルト大統領の国会における演説は、高まった支配層への富の集中への不信というこの政治的な環境を示すものであった⁴⁴。

「意思、相続または贈与による巨大な富の世代から世代への伝達は米国市民の理想や感情とは一致しない。自分の家族のために安心をもたらそうと希望することは、自然で健康的であるが、それは合理的な相続によって適切になされなければならない。富の巨大な蓄積は家族や個人の安心という理由では正当化されない。最近の分析ではそのような蓄積は、多くの、極めて多くの他人の喜びを犠牲にして、比較的少数の個人への大きな、望ましくない支配の集中の永続させることにつながるのである。そのような相続された経済力は、この世代の理想とは一致しなく、相続された政治的な力は我々の政府を構成しているこの世代の理想とも一致するものではない。⁴⁵」

批評家はルーズベルトの遺産税政策を「金持ちのエスタブリッシュメントへの一撃」と見たが、同時にその政策はロング上院議員の扇動的な運動の力を削ぐものであったのである。では、1935年8月の国会における討論の論争構造を見てみよう(表-3参照)。それは、遺産税の増税やその累進構造、そして生命保険の取り扱いなどを決めるものであったが、1926年の議論とは変化がある。前面に出ているのは経済的な議論で、富の再分配の問題と強く関係している。討論者は富の不平等に関する経済的危機を非難している。その間、税に対する反対者は、増税に関する否定的な経済効果を強く指摘し、また、そのように高い遺産税は人々に支持されないと議論している⁴⁶。

(表-3)

1935年の国会における予算審議の継承税 (Succession Tax) 発言者による自らの立場の理由		
	相続税に反対	相続税に賛成
法律固有の理由	26.3	5.4
法律の事実上の受け入れ (de facto acceptance)	21.5	2.7
他の法律固有の理由	4.8	2.7
財政的理由	11.9	21.7
歳入の増大	11.9	21.7
連邦政府の租税収入の減少		
政治的な理由	12.0	25.9
富の努力のない取得の特権		9.6
社会的不公平の容認	2.4	
租税上の平等	2.4	16.3
資産処分の自由	7.2	
経済的理由	16.7	35.4
富の配分におけるより大きな平等		24.3
他の経済的理由	16.7	8.4
社会政策の理由		2.7
家族上の理由	33.4	
家族メンバーに供給する	33.4	
他の理由		12.3
	N=42	N=74
注：数字はパーセントを意味している。この討論は1935年8月2日、3日に開催され、合計で7名が発言した。		

引用：Beckert (2004) p. 191.

しかしながら、1930年代半ばという時代を米国の遺産税政策において重要な時代にしたのは、富の再分配という政治的なレトリックの強化というよりも、むしろ税法そのものが、巨大な資産に対する真の抑制という目的を徐々に明らかにするものに変わっていったことである。1933年においても1,000万ドル以上の遺産に対しては60%の課税がなされた。これらの変化は1934年に始まる遺産税収入の著しい上昇という形で反映されることになる。つまりそれは1933年には3,440万ドルであったのが1935年には21,200万ドルになり、租税収入全体の中での位置も向上している。1935年には国会はルーズベルト大統領の提案を受け入れ、税率が4%から75%の追加的な遺産税の導入を認めたが、上院は新しい税を導入するにおいての高い管理コストを理由に否決した。その妥協案は、既存の遺産税における累進率を上げた、新しい2,000万ドルと5,000万ドルの段階を創設したものである。ここで5,000万ドル以上の税率は70%となった⁴⁷。

1935年に施行された税法は、初めて相続による巨大な資産の移転を実質的に抑制すると判断できる税率を達成したものである。これらの率は、すでに米国が大恐慌の最悪の時期を脱出していた時期に導入されたのであり、それ故に、その税率は単に悪化している財政状況に対する反応という理解はできない。その上、この時期における税の累進構造は、その目的が遺産税からの絶対的な租税収入を最大化させることではなくて（もしそうなら定額の遺産に対してもより重く課税したはずである）、主に支配層への富の集中の分解であった。これは確かに同時代のオブザーバーにより、その政治的な立場によって、危険な社会主義的な実験であるとか、または、その新しい税法はより社会正義を目指しての重要な政治的第一歩であるとか、そういうふうに理解されている⁴⁸。

さて、このルーズベルト大統領の遺産税に対する姿勢を評価する必要があるのだが、それは政敵であるヒューイ・ロング上院議員⁴⁹の存在などがあり、どのように評価してもすっきりしない感じが残ってしまうのである。そこで同政権の租税政策全体に関して分析を行い改めて評価してみることにする。

第2 ルーズベルト大統領の租税政策

ここで遺産税に限らず、以後の米国の租税政策に大きな影響を与えたフランクリン・ルーズベルト大統領の時代の租税政策全体を検討しておこう。当時の米国における租税立法課程が如何なるものなのか、を知る上で興味深いものである。米国租税史に関して多くの著書があるジョゼフ・ソングイク（Joseph J. Thorndike）は、近著『ゼア・フェア・シェア：ルーズベルトの時代の富裕層課税（Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of

FDR)』においてルーズベルト大統領の時代の租税政策について分析している。

フランクリン・ルーズベルトが大統領に在任したのは1933年から1945年までであるが、1930年代を通じて、ルーズベルト大統領は、所謂1935年の富裕税法(Wealth Tax of 1935)、1936年の留保利潤税法(the undistributed profits tax of 1936)、1937年の反租税回避法(the anti-loophole Revenue Act of 1937)を含む一連の重要な税制改革を主導した。これら3つの増税法案はルーズベルトを経済界から遠ざける結果となったし、恐らく大恐慌からの回復も遅れる結果となったであろう。しかしその否定的な影響にも関わらず、誰もその課税システムに継続的な変化を加えはしなかった。1930年代における連邦税は1920年代のそれと多くの点で似通っていたといえる。特に課税システムはアルコール類やタバコ、もしくは多くの消費財に対する課税などの消費税(consumption tax)に依存し続けた。この10年においてはこれらの税は連邦における全歳入の4分の1から半分程度を占めていた。確かに民主党は所得税の税率を著しく高く押し上げ、金持ちの米国人には応分の負担(fair share)を支払うことを熱心に推し進めた。しかし、彼らは所得税を、最初の解釈通りに狭く捉え、金持ちのみが払うことを要請されるようにしたのである⁵⁰。

しかしルーズベルトが主導したニューディール政策の租税政策におけるいくつかの短期的で否定的な影響は、その長期における重要性と比較した場合、取るに足りない程度のものである。そして1930年代という境界を超えて分析するならば、2つの要素が重要な事項として浮かび上がってくる。第一にルーズベルトは、富裕層の米国人の財政的な責任を強調し、租税政策に対して道徳的なアプローチを採用したことである。ルーズベルトは行政法の専門家の助けを得ながら、富裕層への税率を高めていった。これらの努力は短期的には少しの再分配効果しか持たないが、戦時の改革、およびそれが育んだ持続的な戦後の課税体制は、高い限界税率をもたらすことになる⁵¹。

ニューディール政策の法律家は租税回避の問題を、累進課税改革というより大きなプロジェクトと結びつけ、焦点を当てた。一方で、彼らは激しい租税回避は累進税率構造をあざ笑うものになると信じ(累進課税の場合はそれがより強くなる)、彼らは重ねて議員たちに著しい抜け道をふさぐよう依頼したのであった。しかし彼らは租税回避に対する怒りは税率の引き上げや全く新しい歳入手段を含む、より広い種類の税制改革に対して支持を集める場合に用いるべきであると理解していた。確かにニューディール政策の最も革新的な税制改革のひとつである留保利潤税の創設は、主として株主の間の租税回避を抑制する主たる手段として行われたものである⁵²。

ニューディール政策の税制改革における長期的な影響の2番目は、租税に関する新しい

政策コミュニティの発達である。1930年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく。彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していたのである。このコミュニティはホワイトハウスで大勢を占めていた富裕層に課税をするという案 (soak-the-rich program) とは別の累進課税の改革版を推し進めたのであった。フランクリン・ルーズベルト大統領とニューディール政策の法律家が富裕層に対する課税を推進している間に、リベラルな経済学者⁵³によって主導され、新しい世代の租税法の法律家⁵⁴の拠点ともなる、この初期の政策のネットワークは、貧困層への減税により関心があると証明されるのである。特に彼らはより広い意味の所得税に関する再分配機能の可能性を強調した。つまりこの累進的な課税を負担が少ないままであった中間層に延長することにより、過大な負担をしている貧困層への逆進的な消費税を減税する財政的な余地を見つけることができたのであった⁵⁵。

広範な課税ベースの所得税を現実にしたのは第二次世界大戦による財政危機であった。そして立法者が課税ベースを (経済学者が強く迫ったように) 拡大することに最終的に同意した時、(法律家が主張したように) 彼らは税率を高く保つことに注意している。この妥協は富裕層に課税 (soak-the-rich) をしようというニューディール政策の法律家と貧困層を救うというニューディール政策の経済学者との差を埋めるものである。そして次のことの永続性、持続可能性も証明されたのである。つまり戦時の歳入構造の多くの要素を留保しながら、上記のような課税に関する明確な対立関係という政治力学を維持することはそれ以降の数十年の間、問題とされないままである⁵⁶。

実際、ニューディール政策の課税構造はそれが生み出された政治システムよりも長く続いている。恐慌期の早くに成立し、その後、40年以上も永続する、歴史家が「ニューディール秩序 (New Deal Order)」という政治体制は、ルーズベルト政権時に出現した歳入システムから骨格を得ている。1970年代、および1980年代において「ニューディール秩序」が崩壊し始めた後になっても、累進税率構造を持つ広範なベースの所得税を含む税制は生き続けていることが証明された⁵⁷。

以上のことは、半世紀以上の間においては何も変化がなかったとは言っているのではない。第二次世界大戦時の「大衆税 (mass tax)」は、その後、立法者がより多くの米国人に課税を免除するように選択したため (議会が、所得税額控除のような反貧困のプログラムを導入するために課税システムを利用した)、歳入規模は底辺近くまでに縮小してしまっている。今日では、我々の半分近くは全く所得税を支払っていない。更に、税率は少なくと

も経済構造の最上位の者に対しては、戦争時の負担水準では全くない。そして立法者は税率のブラケットの数および税率そのものをもとに劇的に減らしている。確かに過去25年以上の間、実効税率は税法上の税率と比較して下げており、特に富裕層の全体としての負担は減少している。恐らく最も重要なことは、給与税 (payroll tax) が、大きくまた増加している福祉費用を負担する上で、連邦税のシステムの中で重要な要素となっているのであるが、給与税は所得の最初の10万ドルにしか適用できないがために、米国の富裕層にとって取るに足らないものとなっていることである⁵⁸。

しかしながらそのような変更にもかかわらず21世紀初頭の米国連邦税のシステムは20世紀中葉におけるその制度の原型と非常に似通っているのである。累進所得税を廃止、もしくは他の代替手段 (フラットタックス、全国売上税 (national sales tax)、もしくは他の消費ベースの課税など) へ置き換えようとする長期間の運動にも関わらず、我々の現存する課税体制はまだ揺るぎないように見える。20世紀後半における共和党の復活は米国政治の風景を変容させ、ワシントンにおける民主党の主導権に終止符を打った。しかしニューディール政策の税制はほとんど無傷のままであった。これは租税を忌避する政治に根付いた運動に対する予期に反する結末などではないだろう⁵⁹。

ジョゼフ・ソングイクは、ニューディール政策を前例と考えて第二次世界大戦後の税制改革について評価し、その永続性 (durability) について調査し結論づけている。ソングイクによると、租税立法過程の経路依存 (path-dependent) が、ルーズベルト時代の税制改革のエッセンスを大体において無傷に保つ結果となったとしている。特に共和党は戦時体制の大枠を変更しないままにしておくことに賛成で、一方、民主党は、累進所得課税の卓越さを脅かすいかなる改革に対しても反対であるという姿勢には忠実なままであったのである⁶⁰。

以上のようなルーズベルト政権時の租税政策全体の分析を行うと、同政権時の遺産税への姿勢が「すっきり」しないというのは、ロング上院議員の件に加えて、政権内部にあった法律家と経済学者の対立などが絡み合って生じたものであると理解できるだろう。しかしクーリッジ大統領時代の好況、つまり「狂騒の20年代」の後、経済が大恐慌に陥る中で、自省になった米国人がコミュニティの重要性を悟り、そのためには「富の再配分」を必要と考え、ルーズベルトがその意見を租税政策として具体化したと評価できるのではないだろうか。この「富の再配分」という考えは、以後の米国における大きな価値観のひとつになっていく。またソングイクが指摘するように、ルーズベルト政権時に成立した租税立法過程の枠組みは、以後の米国における租税政策決定上、重要な働きをするようになるの

である。

第3節 1940年から1947年まで：第二次世界大戦期

第1項 安定した制度に

この期間は、連邦歳入法において大きな変化の時代であった。1943年に制定された源泉徴収制度は、所得税を大衆課税（mass tax）へと変えていった⁶¹。また改訂された歳入法の多くはその後、廃案となったものもあるが、新しい物品税（excises）が歳入システムに加わった⁶²。

しかし、遺産税と贈与税の仕組みは、その廃止などが議論に上ることはなく、極めて当然のものになっていた。いくつかの大きな変更と、少しの税率の増加、控除（exemption）のいくつかの減少はあったが、夫婦共有財産（community property）と慣習法（common law）の州間の移転税（transfer tax）の負担（incidence）の均等化（equalization）を試みた以外は、この仕組みはこの期間を通して維持された。後者の結果については、1942年歳入法が影響していた。つまり夫婦共有財産の州⁶³において夫婦の内、夫が最初に亡くなった場合、夫の遺産には、夫婦共有財産の内の半分だけを含めるのではなくて、その夫婦の夫婦共有財産を全て含めることが要求される⁶⁴。しかし、妻が最初に死亡した場合は、夫婦共有財産の内、半分のみが妻の遺産において課税対象となる。こういう制度が成り立つのは夫婦共有財産の州法においては、妻はその意思において夫婦共有財産の半分を破棄する権利を有するという考えがあるからである。夫婦共有財産の贈与は、遺産税における場合と同じ例外を除いては、贈与される配偶者に総額課税されたのである⁶⁵。

第2項 所得税との統合問題

遺産税および贈与税について、この時期に問題となってきたのは所得税との統合および関係についてである。これは上記のとおり、源泉徴収制度が導入され、所得税がより身近なものになったことが影響しているのであろう。財務省は1944年頃、この関係について調査を開始し、ハーバード大学ロースクールの学部長（Dean）アーウィン・グリスワルド（Erwin N. Griswold）等によって構成された「遺産税および贈与税に関する諮問委員会（Advisory Committee on Estate and Gift Taxation）」に諮っている。

同委員会の報告書は、1947年に出版されているが、このような調査が実施されるようになった背景を、報告書の前文では次のように記している。少し長いが重要と考えるので引

用しておこう。「この調査は、最も平等で実行可能な資産移転およびその資産からの所得への課税方法を決定する問題にもつばら関心がある。負担の公平性や課税事務の正確性に関心のある者にとっては、偶然の結果として負荷における相対的なインパクトが人により著しく異なること、および現行の税法が節税の方法を知っている者にとって有利であることは長い間の関心事であった。また、生前の資産移転を対象とする異なる規定が、一貫しない課税結果を招き、納税者への不公平な損害につながっていることは明確である。従って、資産の移転が、完全な課税対象贈与として実施される間は、その移転者は、移転された資産から発生する所得に対しては、まだ課税される可能性がある。その上、死因贈与(contemplation of death)の概念を適用するに於ける困難さは、遺産の実際における管理を悩ませ、課税関係の速やかな処理を妨げることになった。

寄付的な資産の移転に関する課税措置の改訂は、現在において特に重要である。現行の制度は長い間の経緯によって、大きく不完全な産物になっている。遺産税は1916年に開始され、その効果を改良また強化するために様々な場面において修正が加えられた。遺産税および所得税の回避を阻止する機能を一部に有している現行の贈与税は、1932年に定められ、同様に時折、補足されている。従って、両税とも、根本的な短所を示すに十分な長期期間、運用されてきているのである⁶⁶。

これら短所の中で最も重要なもののひとつは、遺産税、贈与税そして所得税における一致したルール不在である。その結果として、不適當な負担が法廷に持ち込まれたが、法廷は、不合理さを正し、課税債務を調和のとれた形に統合するところではない。従って、租税の様々なルールの発展は、その場限りの適応を反映し、しばしば手探りで進む性格を持つ。それ故、遺産税と贈与税の構造および所得税の関連項目に関する徹底した再考察に対する極めて重要な必要性があるのは当然である。⁶⁷とし、遺産税、贈与税そして所得税も含めての統一的な課税システムを再構築することの必要性を強調している⁶⁸。

この「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」では、上記のような認識に立脚し、「統合された移転税 (Integrated Transfer Tax)」と「所得税との関係 (Correlation of the Income Tax)」という、大きく2つの提案を行っている。

まず、ここで提案された「統合された移転税」について紹介すると、それは、現行の贈与税計算の累積ベースの上に理論的には立つものである。そして、死亡時の処分は、納税者による最後の移転とみなされ、死亡時に移転された資産と、生前に移転された資産で死亡時に課税対象となるものを加えることによって税率を決める。現行の贈与税に準拠してなされた税額の計算は以下のとおりになされる。

- (a) 生前および死亡時になされた移転の合計に対して累進税率をかけることにより移転税を計算する。
- (b) 一暦年前における移転の合計に対して累進税率をかけることにより移転税を計算する。
- (c) (a)の値から(b)の値を差し引く。

この提案は、単に現行の贈与税を一步前に進めるだけである。つまり、この贈与税法は、特定の暦年における税額を計算するにおいて、前年における贈与を考慮しながら税率を計算することになる。この場合の何年間にも渡った贈与に対する課税の合計は、おおよそ、全ての贈与を単一の年度に行った場合の税額に等しくなる。そして移転税の統合は、資産の移転に対する累積ベースの課税に対して十分な効果を引き出すものである。生前の移転が死亡時の遺産を、その支払った移転税の分だけ減額させるのを除いては、移転税の負担の合計は、移転が行われた時期に関わらず、概ね同額である。また、移転者によって支払われた移転税の合計は、必然的に同じ移転に対する贈与税と遺産税よりも大きい、とは言えない。確かに、最終的に適用される移転税の税率によって、課される移転税は、贈与税と遺産税の合計よりも少ないかもしれない。また、生前の移転に対する税の課税ベースからの除外 (exclusion) は、もし死亡時に移転が行われた場合に、その額は課税ベースに参入されるので、生前の移転の方が有利である場合もありうる。この統合化された試みの下、この問題を解決する唯一の試みは、移転者の死亡一年前の贈与に関係させることであった。従って、贈与が死亡における暦年中になされた場合は、移転された資産は総遺産の一部として取り扱われる。しかしながら、贈与が死亡時の前の暦年になされた場合でも、死亡の1年以内であるならば、当該贈与にかかる移転税の額は総遺産の中に含まれるとする。そして「統合された移転税」の下では、単一の税率表が作成され、全ての移転に関して適用されるべきであると考えられた。つまり、贈与税と遺産税の税率における現行の相違は、改訂が望ましいと考えられていたのである。生前の処分に対する課税は、単に遺産税および所得税の執行から守る手段であるからである⁶⁹。

次に「所得税との関係 (Correlation of the Income Tax)」についてであるが、提案されている遺産税法によると、所得税と遺産税との相関関係は、所得税は、資産の移転者へ、移転者が十分なコントロールまたは接触(contact)を失うまでは継続される、としている。長年、所得税法の下で完全な資産の移転について定義することが難しく、訴訟や混乱の原因となっていた。大きな枠組みで考えると、この問題は2つに分析できる。第1に所得税

の分野での幅広い租税回避の可能性の存在である。規制する法律をかいくぐり、所得税を回避することによって得られる利益は、毎年、継続的に発生している。第2に、比較的上手く制度化され、回避行為に有効な遺産税とは異なり、所得税の条項は、効果を発揮するには狭すぎ、また、高いレベルの予見可能性を確保するには広すぎる、という性格を持っている。従って、重い負荷はむしろ「法的なプロセスの手段」に対して課され、そこでは家族の団結が「納税者をして、権利を他者に明け渡し、そして、少なくとも実質的な権利の所有という意味では、技術的な所有とはいかないまでも、所有権を自らに留保したままにする⁷⁰⁾」ことが可能となるのである⁷¹⁾。そこで家族の所得を単位 (unit) として課税されることが求められるとした。この諮問委員会で取り上げられた所得税との関係を踏まえて、後述する 1948 年の遺産税改正が行われることになっている。

以上、第二次世界大戦期とその直後における遺産税の展開を分析してきた。この時代には以前の時代ほど、遺産税に対する価値観の対立というものは、垣間見ることはできない。その代わりに、議論の中心になったものは、遺産税を、所得税を中心に充実してきた歳入システムにいかにか調和させていくか、ということである。第二次世界大戦後に日本に派遣されたシャウブ使節団の一員でもあったコロンビア大学のウィリアム・ビックリー (William Vickrey) 教授は 1947 年に著書『累進課税の指針 (Agenda for progressive taxation)』において、米国の贈与税および遺産税の課税構造には多くの欠陥があるとしている。その中でも特に生前贈与と世代跳梁により課税を免れることができる仕組みが課税制度の実効性を減殺していると指摘している⁷²⁾。制定されて 20 年以上を経た遺産税は、社会におけるシステムとして確立したものになっていった一方、ビックリー教授の指摘のような構造上の欠陥を如何に克服するか、が課題となって来ているのである。反対に納税者の側から見るとその欠陥を如何に租税計画に取り込んでいくか、が鍵となるが、1946 年に弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン (Louis Eisenstein) はその分野を遺産税と贈与税の統合の部分と信託の部分であると指摘している⁷³⁾。特に信託については「税法における優れた傑作 (superb masterpieces of the law)⁷⁴⁾」とまで表現している⁷⁵⁾。租税専門の弁護士としてはこれらの仕組みを用いて顧客にとってより有利なスキームを提案することになるが、課税庁としては課税の公平性の確保から対策を講じなければならないところであろう。

第4節 終わりに

米国において現在のような遺産税形態の税が誕生したのは 1916 年である。その直接的な

原因は第一次世界大戦への参戦による歳入拡大という「財政問題」であった。しかし1916年の遺産税を成立させたのは「財政問題」だけではない。1870年の相続税廃止以降、強力なグループは連邦所得税および遺産税の復活を主張し続けた。彼らの主張は単に歳入を増やすためだけでなく、遺産を通じた富の集中という傾向もチェックしたいと考えたのである。例えば遺産税を支持した鉄鋼王アンドリュー・カーネギーは、その随筆である『富の福音』の中で、誤った愛情が唯一の原因で親は大きな財産を子供に残すということと、そして相続した機関に固有の悪は、その数少ない利益よりもはるかに大きいと記している。また1909年まで政権を担当したセオドラ・ルーズベルト⁷⁶大統領は、富の集中することを防止する手段として、急進的な遺産税の課税を強力に支持したのである。この時期に遺産税は財源調達だけでなく「富の再配分」を如何にするか、という観点からも検討されてくるようになるのである。

その後、「狂騒の20年代」を演出したクーリッジ大統領の時代となる。彼は過度に相続税および遺産税を課することに否定的であった。その影響として、2つ挙げている。つまり、相続税および遺産税は、直ぐには売却できない市場性のある株式の売却圧力を強めることにより、税の原資となるそれらの価値を下げ、引いては国中至る所の価値を引き下げる傾向にあること、そして、これらの税は、ビジネスを立ち上げ、資産を創造する気持ちを取り去ってしまうことになることである。前者はどちらかという技術的な問題であるが、後者はこの時期の米国における価値観を示しているといえよう。クーリッジ大統領は、「能力のある人間が、自らの家族の将来を守るという動機に大きく動かされ、この国の発展に対して貢献してきたことは、いくら過大に見積もっても過大すぎることはない。もし米国が、法律と人の能力の範囲内において、誰に対しても資産を築くのに自由な国でなかったとしたら、今日のような偉大な国とはならなかったであろう。インセンティブを破壊することは、この国の生産性と繁栄を減じることに等しい。⁷⁷」と、米国社会において個人の資産に対して相続税および遺産税として税を課すことに対して慎重さを示している。同大統領の言葉はこの時期の「米国社会の気質」を語るものであろう。

しかしその後発生した大恐慌の中で就任したフランクリン・ルーズベルト大統領の時代には、「富の再配分」の動機が、遺産税政策の中心課題と変化することになった。同大統領は、米国の経済を導くにあたって、積極的な経済、社会そして財政政策による政府の、より強い関与を好み、それはニューディール政策により実現された。ルーズベルトによる1930年代半ばの立法は明らかに20世紀初めの改革を超えるものである。したがって、その変化を「ビジネスが中心の社会から政府が支配する社会への変化で、大きな社会革命であ

る」という者もいる程である。ルーズベルト大統領は、グローバルな経済危機からの自由民主主義への脅威に対応し、「プロテスタントのエスタブリッシュメント」からの激しい抵抗にあった幅広い改革プログラムの政治的結果にも対処したのであった⁷⁸。

遺産税だけではなく、フランクリン・ルーズベルト大統領の租税政策という、より広い視野から、同大統領の時代を分析すると2つの要素が重要な事項として浮かび上がってくる。第一にルーズベルトは、富裕層の米国人の財政的な責任を強調し、租税政策に対して道徳的なアプローチを採用したことである。そして2番目は、租税に関する新しい政策コミュニティの発達である。1930年代を通じて租税政策に関与していたのは、ホワイトハウスの法律家だけではなく、彼らの周囲には、税法研究者やロビイスト、財務省の官僚、議会スタッフそして数名の議員をも含む租税の専門家が関与していたのである。ニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン (Louis Eisenstein) がその1955年の論文において指摘した米国における遺産税の「富の再分配」機能における欠如の認識は、シャープ勧告において強く意識されることになるのである⁷⁹。

ルーズベルト大統領の時代の後も遺産税はいくつかの点から検討を加えられ、また改正されていくのである。つまり財務省によって1944年頃に構成された「遺産税および贈与税に関する諮問委員会 (Advisory Committee on Estate and Gift Taxation)」は遺産税と所得税との統合問題について調査し、新しい制度を推奨した。これらの中から新しい仕組みが提案され、後に実際に法制化された提案も多い。また2010年の遺産税廃止に際しては米国社会における多様な価値観が影響してくるのであるが、それはまた稿を改めて議論することとしよう。

注

- 1 2010年3月に成立したPatient Protection and Affordable Care Actなどのオバマ大統領による一連の医療制度改革を言う。
- 2 それ以前の1789年から1916年より前の米国遺産税の歴史については浅川 (2013) 参照。
- 3 死亡を起因とする税自体は、世界を見回すと新しいものではなく古代エジプトやローマ、ギリシャに存在していたという。West (1908) p. 11, Shltz (1926) p. 3. また古代ローマ時代の政治家で資産家だったガイウス・プリニウス・カエキリウス・セクンドゥス (Gaius Plinius Caecilius Secundus) はそのような税に対して、肉親を失ったものの悲しみを増大させる「不自然な」税であると批判している。Shltz (1926) p. 6.
- 4 通常、ドイツ軍がポーランドに侵攻した1939年9月1日が開戦日とされる。
- 5 第一次世界大戦参戦後の1917年度の予想債務は177百万ドル、または1916年の歳入額の約20パーセントであった。Annual Report of the Secretary of the Treasury 1915. この遺産税の分野は「民主党の1916年の教書 (Democratic textbook of 1916)」では当時の米国では利用されていない最も大きな税目とされたのである。

- Eisenstein (1955) p. 230.
- 6 1916年より前の時代の資産移転課税については、相続税 (legacy tax)、相続税 (inheritance tax)、遺産税 (estate tax) など表現が資料により様々であるが、1916年以降、連邦税である資産移転税に対して「遺産税」という用語を用い、州税である資産移転税に対して用いる「相続税 (inheritance tax)」とは明確に区別することとする。
 - 7 これより前に遺産税の形式で課税されていたのは1916年のロード・アイランド州法のみであった。Bancroft (1917) p. 96.
 - 8 *New York Trust Co. v. Eisner*, 256 U.S. 345 (1921).
 - 9 *Knowlton v. Moore*, 178 U.S. 41 (1900). 「ノートン対ムーア」判決の前までは、最高裁は国の死亡税を、資産の継承を規律するための権利の行使として合理化していた。Mager v. Grima, 8 How. 490, 492-93 (U.S. 1949); *United States v. Perkins*, 163 U.S. 625, 628 (1896); *Magoun v. Illinois Trust & Savings Bank*, 170 U.S. 283, 288 (1898); *Holmes, J., dissenting in Chanler v. Kelsey*, 205 U.S. 466, 479 (1907).
 - 10 1916年に制度化された遺産税に関しては、直接税にあたるかどうか、大きな憲法上の判断になっている。ニューヨーク州の弁護士であるルイス・アイゼンシュタイン (Louis Eisenstein) は、1948年に遺産税についての最高裁における判例の歴史的展開について詳細に調査している。彼の研究によると既述の「ノートン対ムーア」の判決後の1916年に遺産税が創設されることとなるが、その合憲性の判断は「ニューヨーク・トラスト対アイズナー (*New York Trust Co. v. Eisner*, 256 U.S. 345 (1921))」における最高裁の判決において示される。ここで最高裁は「ノートン対ムーア」における判断に則り、1916年歳入法における遺産税規定を、間接税を構成し、州間の配分を要求していないとして支持した。この判決の中でオリバー・ホームズ (Oliver Wendell Holmes) 判事は次のように述べている。『「ノートン対ムーア」の判決以降、米国政府は遺産 (legacy) に課税する権利を持つとされている。しかし、遺産 (legacy) に対する税 (つまり相続税 (inheritance tax)) は、その移転のプロセスが終了するまで課されないのに対して、遺産税 (estate tax) は移転に対して課され、それは中央政府によって実現されるので、そのプロセスに対する侵害行為であると言われる。Eisenstein (1948) pp. 397-399.
 - 11 わが国においては当初は遺産取得税形式の相続税であった。
 - 12 Beckert (2004) p. 182.
 - 13 1916年の遺産税の創設に先立って憲法が修正されている。修正憲法第16条条文は「連邦議会は、各州に割り当てをしないで、国勢調査あるいは人口算定に準拠することなく、いかなる源泉から生じた所得に対しても、所得税を課し、徴収する権限を有する。」というもので、この修正憲法第16条は連邦政府による所得への課税を認めたのであって、富に対しては認めていない。なお、修正憲法第16条は、1909年7月12日に提議され、1913年2月3日に批准されており、同修正は「ノートン対ムーア」の判決と「ニューヨーク・トラスト対アイズナー」の判決の間になされている。
 - 14 Beckert (2004) p. 182.
 - 15 *Id* at pp. 182-183.
 - 16 なおこの直接税をめぐる憲法問題などは1900年代初頭に終止符を打っているか、というところではないようである。米国を代表する憲法学者である、エール大学教授のブルース・エッカーマン (Bruce Ackerman) は、1999年に著した論文「租税と憲法 (Taxation and the Constitution)」の中で、憲法の「直接税」条項の意味に疑問を投げかける。エッカーマン教授は、これらの条項は狭く解釈すべきであり、1996年の大統領選挙の時に、共和党の大統領候補予備選挙に出馬したスティーブ・フォーブズ (Steve Forbes) らによって議論されたフラットタックスのような抜本的な税制改革案に対する、憲法面での障害とするべきではない、と議論している。ここでエッカーマン教授は、この「直接税」条項の不名誉な起源を強調している。つまり憲法制定時には、その条項は、「より完全な統合 (more perfect Union)」の形成のために支払うべき代償であった、奴隷制度に対するより大きな妥協の主な要素であったという。この事実を認識し、米国の最初の1世紀の間は、その条項は一連の最高裁判決によって狭く解釈されてきた。しかし1985年に最高裁は「ポーラック対農民貸付信用組合事件 (Pollock

- v. Farmers Loan & Trust Company)」においてこの制限の伝統を破り、所得税条項は直接税条項を侵害するという意見を支持した。エッカーマン教授は、修正憲法第16条の後、20世紀を通して、ポーラック判決前の制限の伝統に徐々に戻っていく過程を明らかにしている。彼の歴史的調査に基づき、直接税条項の範囲を復活させ、広げようとする最近の学者の主張を退けようと説得している。そして米国人は、自らの社会正義の追及を深く制限する過去の憲法条文や判例を支持することなしに税制改革の将来に焦点を当てるべきであるとしている。Ackerman (1999).
- 17 但し、その総遺産が司法により管理費用として用いられる場合は除外されるとしている。
- 18 富の再分配に反対する論者は10百万ドルを超える純資産に対して25%という最高税率に対して賛成している。後のハーバート・フーパー (Herbert Clerk Hoover) 政権当時のアンドリュウ・メロンの後継である財務長官オグデン・ミルズ (Ogden L. Mills) は、遺産税を富の再分配に用いることに断固として反対しており、歳入目的に用いる場合のみに賛成している。1932年の上院財政委員会 (Senate Finance Committee) では「然るべき歳入を上げる目的のためには25%の税率で十分である」と発言している。Eisenstein (1955) p. 232.
- 19 「全米租税協会 (National Tax Association)」は、税制にたいして理解を深めることが目的で1907年に設立された。政治的には中立で租税専門家によって構成されている。税制に関しての非営利団体としては最も権威あるもののひとつである。
- 20 Holcomb (1925). 編者のアルフレッド・ホルコム (Alfred E. Holcomb) は1933年から1年間、全米租税協会 (National Tax Association) の会長も務めている。
- 21 McDaniel, Repetti and Caron (2009) p. 5
- 22 マサチューセッツ州の検察官であるヒュー・バンクロフト (Hugh Bancroft) の著書『投資家への相続税：第3版 (The Inheritance Taxes for Investors: Third Edition)』によると1917年時点で相続税形式の法律を制定していない州は、アラバマ、フロリダ、ミシシッピ、ニュー・メキシコ、サウス・カロライナの5州とワシントン特別区のみであった。更に相続税法を持ちながらも、直系の親族に課税されない州は、アイオワ、デラウェア、メリーランド、ニュー・ハンプシャー、オハイオ、ペンシルバニア、テキサス、バーモント、バージニアの9州で存在した。Bancroft (1917) pp. 4-5. なお同書によると、当時の相続税に関わる課題として統一の相続税法 (uniform inheritance tax law) を制定することで、1910年の夏にウィスコンシン州ミルウォーキーで行われた第4回国際租税会議 (International Tax Conference) では35の州とカナダの2つの地域、そして16の大学が代表を送って議論している。Bancroft (1917) p. 100.
- 23 Holcomb (1925) pp. 8-9. その意図は、資産課税に対する州間の競争を最小化することである。Schulz (1926) pp. 161-162.
- 24 Holcomb (1925) p. 10.
- 25 Id at p. 10.
- 26 McDaniel, Repetti and Caron (2009) p. 5
- 27 シカゴ大学教授でシカゴ連邦準備銀行の議長も務めたシメオン・リーランド (Simeon E. Leland) は、「遺産税の将来 (The Future of the Estate Tax)」と題する論文の中で、連邦遺産税と州における相続税とを比較した場合は、税の構造の簡潔さや納税手続きの最小化の観点から連邦遺産税を選択するべきであると独自の説を示している。Leland (1926).
- 28 Beckert (2004) pp. 186-187.
- 29 その結果、連邦遺産税の歳入予想は50百万ドルになっている。Eisenstein (1955) p. 233.
- 30 上院財政委員会 (Senate Finance Committee) は、当時、遺産税を廃止すべきであると考えていたが、妥協してより低い税率の適用となった。Eisenstein (1955) p. 233.
- 31 Beckert (2004) pp. 187-188.
- 32 有賀夏紀「アメリカの21世紀 (上) 1890年~1945年」中公新書、2002年。104頁。
- 33 Graetz and Shapiro (2005) p. 225. また1929年に出版されたエドウィン・セリグマン (Edwin Seligman) の

著書『農場救済の経済学 (Economics of Farm Relief)』によると、土地の上の構築物への課税の方が土地への課税よりも容易なために、その構築物への課税結果として農民の租税負担は比較的少ないものであると指摘している。Seligman (1929) p. 145. 従って、土地への課税が主な遺産税等は農民にとって当時は重視されていなかったと考えられる。

- 34 カリフォルニア州の弁護士であるデルガー・トロウブリッジ (Delger Trowbridge) によると 1925 年頃の実務家の関心は、合憲の判断においては相続税の課税対象等に移っていて、一般的な問題では例えば夫婦共有財産 (community property) の課税取り扱い等になってきている。Trowbridge (1925).
- 35 贈与税は 1924 年と 1925 年に設けられたが、「事務手続きが煩雑である、歳入額が少ない、そして容易に回避できる (Senate Report No. 52, 69th Congress, 1st Session, p. 9.)」という理由で廃止になっていた。
- 36 なお贈与税の合憲性判断であるが最高裁は、1929 年の「ブロムリー対マッコーン (Bromley v. McCaughn, 280 U.S. 124 (1929))」の裁判において贈与税の合憲性を支持した。その判決では、贈与税は、資産に対する使用または権利の行使に対する間接税であり、資産の一般的な所有権に対する直接税ではない、としている。
- 37 コロンビア大学の財政学の教授であったローウェル・ハリス (Clement Lowell Harriss) によると、そのような贈与税率の設定は、贈与を促す結果、税収を遺産税の支払いの場合よりも早める効果を意図したものである、という。Harriss (1940) p. 11.
- 38 アンドリュー・メロンは、著名な米国の銀行家であり、1921 年から 1932 年まで財務長官を務めている。また 1924 年に出版された『税：ピープルズ ビジネス (Taxation: The People's Business)』という租税についての著書もある。それによると「遺産税の改訂を考える上において、その税を富裕層を罰する手段として、または我々の文明の社会善に対して課すという考えを消し去らなければならない。米国は機会の均等という論理に基づき建国されている。社会の道徳の範囲内で個人が自らの能力を用いる限りは、経済的な成功は罪ではなく、逆に国富に追加的な価値をもたらし、生活水準全体において向上をもたらすものである。」とし、遺産税の強化には否定的な考えを示していた。Mellon (1924) p. 123.
- 39 Beckert (2004) p. 188.
- 40 Id at pp. 188-189.
- 41 Eisenstein (1955) p. 235.
- 42 Beckert (2004) p. 189.
- 43 従って遺産税を改革しようとする動きはまず上院で起きている。Eisenstein (1955) p. 235.
- 44 Beckert (2004) pp. 189-190.
- 45 同じくルーズベルト大統領による 1935 年の教書 (presidential message) において、アンドリュー・カーネギーとセオドラ・ルーズベルト大統領の哲学を繰り返しながら、次のように語っている。「ある人自身もしくはその家族の保障を提供する願望は自然で健全であるが、それは理にかなった相続により正しく提供される。多大な資産の蓄積は、個人および家族の保障を基礎とすると正当化されない。最近の分析によると、そのような蓄積は、極めて多くの他人の雇用や福祉をないがしろにし、大きく、また望ましくない統制の比較的少数の個人への集中を永続させることになる。」「世襲された政治的な力が、政府を構成する時代の理想とは一致しないのと同様に、そのような相続された経済的な力は、この世代の理想とは一致しない。」「相続された経済的な力への課税は、静的な (static) 富への課税であり、経済的財の健全な普及 (diffusion) を作る動的な富への課税ではない。」「大きな産業に投資された巨大な資産による社会保障の利益を議論する者は、そのような産業の創造者が亡くなった後も、課税が本質的な利益に影響を与えないということに注意しなければならない。彼が創造した生産の構造は残るのである。会社組織の便益は残るのである。ひとつの企業体への多くの投資の蓄積は残るのである。特許のような行政上の特権は残るのである。去ってしまうのは創造者の企業心 (initiative)、エネルギーそして才能である。死はこれらのものは取り去ってしまう。」McDaniel, Repetti and Caron (2009) p. 6
- 46 Beckert (2004) p. 190.
- 47 Beckert (2004) p. 190.

48 Id at p. 191.

49 遺産税に関しては増税策を主張しポピュリストと揶揄されたヒューイ・ロング上院議員であるが、その息子の民主党ラッセル・ロング (Russell Billiu Long) 上院議員は1966年から15年間の長きにわたって上院財政委員会の議長を勤め、父親とは対照的に減税論者として高く評価されている。米国連邦議会のホームページ (<http://bioguide.congress.gov/scripts/biodisplay.pl?index=L000428>) から平成28年2月17日に引用。

50 Thorndike (2013) p. 7.

51 Id at p. 7.

52 Thorndike (2013) pp. 7-8.

53 1934年の夏にルーズベルト政権の新しい財務長官に就任したヘンリー・モーゲンソウ (Henry Morgenthau) は、ニューディール政策の租税政策のための専門家を招集した。その中には後にシカゴ大学でシカゴ学派を構成することになるジェイコブ・バイナー (Jacob Viner) やコロンビア大学教授のカール・シャウプ (Carl Shoup)、オハイオ州立大学教授のヘンリー・ワルドット (Henry F. Walradt) 等が含まれていた。この中でシャウプは政治的な偏りを示すことを嫌っていたという。当時の民主党議員の大勢は、所得税を富の再分配の手段として、狭く課税すべきであると考えていたが、これらのエコノミストは所得税について、広く課税されてこそ累進効果があるとして、中間層へも課税すべきであるとした。しかしこの考えはルーズベルト大統領には受け入れられていない。Id at pp. 105-130.

54 1934年の暮れにルーズベルト大統領はヘンリー・モーゲンソウに貧困層の課税を軽減し、富裕層を増税するアイデアを求めた。モーゲンソウは法律家であり、コロンビア大学やシカゴ大学などで教員をした経歴を持つハーマン・オリファント (Herman Oliphant) にその任務に当たらせている。Id at pp. 131-175.

55 Id at p. 8.

56 Id at p. 8.

57 Id at p. 8.

58 Id at pp. 8-9.

59 Id at p. 9.

60 Id at p. 10.

61 米国では1913年法 (Tariff Act of 1913) で源泉徴収制度が採用されたが、1916年法 (Income Tax Act of 1916) で廃止となっていた。フランクリン・ルーズベルト政権では1943年法 (Current Tax Payment Act of 1943) に復活させている。同法では、雇用者に対して従業員の給与から所得税分を差し引き、雇用者が政府に直接支払うものとしている。

62 McDaniel, Repetti and Caron (2009) p. 6.

63 夫婦共有財産制度を採用するのはアリゾナ州やカリフォルニア州など南西部の州が多い。ニューヨーク州やマサチューセッツ州など北東部の州はほとんどが同制度を採用していない。

64 但し、妻の個人の労働の対価としての賃金や、そのような賃金として識別可能なもの、または妻の個人財産は除くとする。

65 Id at pp. 6-7. なお、夫婦共有財産の州の取り扱いについてはDeWind (1950) pp. 86-91. に詳しい。

66 1932年の税法改正による遺産税および贈与税の基本構造が現在に続いているわけであるがその時代背景は、Cooper (2010) に詳しい。

67 Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) pp. 1-2.

68 ロンドルフ・ポール (Randolph E. Paul) は租税専門の弁護士でありながらニューヨーク連邦準備銀行の役員やフランクリン・ルーズベルト政権時代の財務長官であるヘンリー・モーゲンソウ (Henry Morgenthau, Jr.) のアドバイザーなどを務めた経歴を持つが、彼の1947年の著書『繁栄のための課税 (Taxation for Prosperity)』には当時の遺産税に関わる課題として遺産税と贈与税の統合問題と所得税、遺産税および贈与税の間の矛盾の除去問題を掲げている。Paul (1947) p. 313. これらは既述の「遺産税および贈与税に関する諮問委員会」の意見と

ほぼ同じであり当時の問題意識は共通したものがあつたと言えよう。

- 69 Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) pp. 14-15.
 70 Burnet v. Wells, 289 U.S. 670, 677 (1933).
 71 Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947) p. 20.
 72 Vickrey (1947) pp. 203-216. なおビックリー教授は1992年に「現在における累進課税の指針 (An Updated Agenda for progressive taxation)」という小論文を発表している。そこには米国税制全体を通じて更に改善が必要な項目が掲げられているが、遺産税については述べられていない。これはその後の世代跳梁税などの創設を、ビックリー教授が一定程度評価したものと考えられる。Vickrey (1992) pp. 257-262.
 73 Eisenstein (1946).
 74 Id at p. 872.
 75 米国において信託は古くから財産継承の手段として用いられてきたことを示したが、日本では、当初より、投資のための手段として用いられて、預金類似の機能を有してきており、目的が異なることに留意されたい。詳しくは、道垣内 (2007) もしくは新井 (2008) 参照。
 76 大統領在任は1901年から1909年までである。
 77 Holcomb (1925) p. 10.
 78 Beckert (2004) p. 189.
 79 Eisenstein (1955) p. 237.

引用文献

- (1) A.E. Holcomb (1925), *Proceedings of National Conference on Inheritance and Estate Taxation*, The National Tax Association.
 (2) Ackerman, Bruce (1999), *Taxation and the Constitution*, Vol. 99, Columbia Law Review.
 (3) Adrian W. DeWind (1950), *The Approaching Crisis in Federal Estate and Gift Taxation*, California Law Review, Vol. 38 March, 1950 No. 1.
 (4) Advisory Committee to the Treasury Department, Office of the Tax Legislative Counsel (1947), *Federal Estate and Gift Taxes*, Government Printing Office.
 (5) Andrew William Mellon (1924), *Taxation: The People's Business*, The MacMillan Company.
 (6) Arthur W. Blakemore and Hugh Bancroft (1914), *The Inheritance Tax Law*, The Boston Book Company.
 (7) Cooper, A. Jeffrey (2010), Ghosts of 1932: The Lost History of Estate and Gift Taxation, Florida Tax Review, Volume 9, Number 10.
 (8) Edwin R.A. Seligman (1929) *Economics of Farm Relief*, The Columbia University Press.
 (9) Eisenstein, Louis (1955), The Rise and Decline of the Estate Tax, 11 Tax Law Review 223 1955-1956.
 (10) Green, William Raymond (1933), *The Theory and Practice of Modern Taxation*, Commerce Clearing House.
 (11) Harriss, C. Lowell (1940), Gift taxation in the United States, American Council on Public Affairs.
 (12) Hugh Bancroft (1917), *The Inheritance Taxes for Investors: Third Edition*, The University Press.
 (13) Jens Beckert (2004), *Inherited Wealth*, Princeton University Press.
 (14) Joseph J. Thorndike (2013), *Their Fair Share: Taxing the Rich in the Age of FDR*, Urban Institute Press.
 (15) Kathy Medve (1987), *Estate Tax returns Revisited, 1916-1931*, Statistics of Income Bulletin, Volume 6, Number 4.
 (16) Leland, Simeon E. (1926), The Future of the Estate Tax, 4 National Income Tax Magazine 9 1926.

- (17) Louis Eisenstein (1948), *Estate Taxes and The Higher Learning of The Supreme Court*, Tax Law Review.
- (18) Max West (1908), *The Inheritance Tax*, The Columbia University Press.
- (19) McDaniel, Repetti and Caron (2009), *Federal Wealth Transfer Taxation - Sixth Edition*, Foundation Press.
- (20) Michael Graetz, Ian Shapiro (2005), *Death by a thousand cuts*, Princeton University Press.
- (21) Paul, Randolph E. (1947), *Taxation for Prosperity*, The Bobbs-Merrill Company.
- (22) Shultz, William J. (1926), *The Taxation of Inheritance*, Houghton Mifflin Company.
- (23) Trowbridge, Delger (1925), *Recent Inheritance Tax and Estate Tax Decisions*, California Law Review, Volume XIV, November, 1925, Number 1.
- (24) William Vickrey (1947), *Agenda for progressive taxation*, The Ronald press company.
- (25) William Vickrey (1992), *Updated Agenda for progressive taxation*, The American Economic Review, Vol. 82, No. 2, papers and Proceedings of the Hundred and Fourth Annual Meeting of the American Economic Association (May, 1992).
- (26) 浅川哲郎 (2013) 「米国遺産税の歴史—現行の遺産税創設時(1916年)まで」九州産業大学産業経営研究所報 第45号。
- (27) 新井 誠 (2008)、『信託法 第3版』、有斐閣。
- (28) 有賀夏紀 (2002)、『アメリカの20世紀』、中央公論新社。
- (29) 道垣内弘人 (2007)、『信託法入門』、日本経済新聞出版社。